

事務連絡
令和3年11月12日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項を受けた
学校設置会社を所轄する各地方公共団体の
学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
独立行政法人国立女性教育会館担当課
独立行政法人国立青少年教育振興機構担当課
各青少年関係団体
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

孤独・孤立対策ホームページの新設にかかる周知について（依頼）

日頃より、文部科学行政に御尽力いただき感謝申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、孤独・孤立に悩んでいる方の増加が懸念される中、内閣官房孤独・孤立対策室において、当事者の方が活用しやすいホームページの構築を進めておりましたところ、このたび、一般向けのホームページが新設されました（概要は別添1のとおり）。ホームページのアドレスは次のとおりです。

<https://notalone-cas.go.jp/>

あなたはひとりじゃない 孤独・孤立対策 **検索**

上記ホームページでは、孤独・孤立で悩みを抱えている方が各種支援制度や相談先を探しやすくなるよう、自動応答により案内するシステムを搭載しています。また、悩みを抱えている方が支援の声を上げやすいよう、よくある御質問とそれへの回答や専門家らの悩

みを抱えている人への情報や、野田大臣からのメッセージを掲載しています（別添2）。なお、先行公開した18歳以下向けのページ(<https://notalone-cas.go.jp/under18/>)にも新たに野田大臣のメッセージを掲載しています（別添3）。本ホームページについては、孤独・孤立で悩みを抱えている人に広く活用してもらうことが重要であります。

つきましては、各都道府県教育委員会担当課におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び管内の社会教育施設に対して、各指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校及び管内の社会教育施設に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項を受けた学校設置会社を所轄する各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して、国公立大学法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して周知されるよう格別の御配慮をよろしくお願いいたします。

また国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるよう格別の御配慮をよろしくお願いいたします。ホームページの内容は、今後さらに改善を加え、充実したものとしていくこととしており、ホームページに関する意見等があった際には、担当まで御連絡下さい。

なお、学校に対する周知の範囲及び方法については、学校における働き方改革の観点から、御担当において各学校の状況等を踏まえて御判断いただくようお願い申し上げます。

【ホームページに関して】

内閣官房孤独・孤立対策担当室 田村、中村、檜(うつぎ)澤
電話 03-5253-2111 (82839, 82835, 82841, 82843)
E-mail kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cas.go.jp

【それ以外について】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課 若林、野口、熊田
電話：03-6734-3276
FAX：03-6734-3719